



砺波法人会報

Tonami Houjin Kaihou

令和3年1月

第153号



目次

令和3年 新春を迎えて	2
年頭のごあいさつ	3
納税功労者表彰・新年あいさつ	4
令和3年度税制改正に関する提言	5-7
国会議員・各市長等に提言書交付	8
青年部・女性部だより	9
研修だより	10-11
新入会員紹介	11
中学生・高校生 税についての作文紹介	12-13
法人会自主点検チェックシートの活用	14-15
全法連コロナ感染税制上の措置	16-17
わが社を支える若手社員と会社案内	18
税理士会だより	19
税務署だより	20-21
市役所だより	22

SCOT 「世界の果てからこんにちは」(鈴木忠志演出)

めざします
会員の会員による会員のための法人会を!

消費税期限内納付
法人会 一声運動



令和3年 新春を迎えて

公益社団法人砺波法人会 会長 齊藤 啓作



皆様、新年明けましておめでとうございます。令和3年の輝かしい新春を迎え謹んでお慶び申し上げます。会員の皆様には平素より公益社団法人砺波法人会の運営に対し、格別のご理解と協力を頂き厚くお礼申し上げます。

昨年のこの時期には私達はもちろん全世界の人々が全く予期せぬ、新型コロナウイルスによる感染拡大が政治、経済はもとより様々な分野で大混乱をきたし、その状況は今日に至るも収束の気配が見えない状況かと思います。その様な状況下、会員の皆様にはそれぞれに影響が多々あると思いますが、より一層の安定と成長を図った経営をなされることに期待したいと思います。

さて、令和2年度の当法人会の活動につきましては、第9回定時総会が変則的な開催となりましたが、全ての議案について承認頂きスタートを致しました。ただ、当初より懸念していた通りコロナ対策で、ほとんどの事業が大幅な変更もししくは中止せざるを得ない状況となり大変残念に思っています。特に「税の啓発及び租税教育事業」について、城端小学校、福光東部小学校以外は中止となり本年こそ早期に開催できるよう念じております。また、会員と地域の皆様を対象とした研修会・セミナー・講演会についても規模を縮小して行いました。そして福利厚生事業と会員増強につきましても、制約された中で目標を下回る結果となり今後とも努力したいと考えております。このような現状であります。5月には当法人会といたしまして「使い捨てマスク」を砺波市・南砺市・小矢部市の善意銀行・社会福祉協議会へ寄付すると共に会員への斡旋を行い、地域の皆様と会員に対し僅かですが協力が出来たかと思います。今年度の事業については残すところ3カ月ほどになりましたが、状況判断を適確に行い中身のある事業にしたいと考えておりますので皆様のご協力をお願い致します。

尚、令和3年についてはコロナ禍の推移が全く不透明であり、今後の状況を睨みながらの活動になるかと思われます。それに加えてアメリカの大統領選挙後における混乱、中国政府に起因する東アジア及び南アジアの不安定化など国際的にも大変に波乱含みの様相と、国内においても「東京オリンピック・パラリンピック」が開催できるのか、またコロナ禍による日本経済の落ち込みが政府や地方自治体による対策だけで、令和元年度ベースに早期に戻るとは考えにくいかと思います。経済対策については様々な方法があると思いますが、私達の立場でも従来の経済活動と異なる視点で判断し取り入れていく必要があると考えます。合わせて国外からの食料、原材料などにおいても最悪の場合を想定した対応が今後の大きな課題となると予想され、それらに対し企業や市民の立場で力を合わせていくことが肝要であり、一方税に関しても従来の税制度から今後予想される人口減少・高齢化社会等に対応可能な制度改革も必要と共に、私達1人ひとりがもっと税に関心をもつことが大事だと考えます。これらの事も今後会員の皆様と協力しながら勉強する機会を設け、会員のみならず市民の皆様にも参加が可能な場を提供できる様、汗をかいて参る所存であります。以上、年頭にあたっての考え方を述べましたが、是非とも会員各位のご協力をお願い申し上げますと共に、関係する行政当局並びに砺波市・南砺市・小矢部市、3市のご指導ご鞭撻そしてご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

結びにあたり、コロナ禍の1日も早い収束を願い、本年が良い年でありますこと、併せて皆様方のご健勝・ご活躍を祈念申し上げ、ご挨拶といたします。



年頭のごあいさつ



砺波税務署 署長 藤田 大輔

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人砺波法人会の会員の皆様方に、謹んで新年のお喜びを申し上げます。

会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、発足以来健全な企業経営及び社会の発展に貢献され、正しい税知識の普及と納税意識の高揚に取り組んでこられました。

また、租税教育は社会全体で取り組むべきものとの考え方の下、租税教室に関する御支援もいただいておりますことに、敬意を表するとともに改めて感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症を巡る状況は、日々刻々と変化しており、各種の経済活動も「新しい生活様式」に適応しながら活発化しつつありますが、今後どのように推移するか予断を許しません。

このように状況が変化し続ける中におきましても、引き続き「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、納税者の利便性の向上を図るとともに、適正・公平な課税・徴収に努めてまいります。

このうち、納税者の利便性の向上につきましては、税務手続のデジタル化、税務相談の効率化・高度化及び税務署窓口のスマート化の取組を行っています。

具体的には、マイナポータルを活用した確定申告手続や年末調整手続の電子化を推進とともに、ICTを活用した電話相談の高度化を図りつつ、国税庁ホームページについては、チャットボットを導入するほか、掲載情報の充実を検討しています。また、納付手段の多様化・キャッシュレス化等も推進しています。

今般、消費税の仕入税額控除の方式は、令和5年10月1日から適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度に変わりますが、この適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られており、適格請求書発行事業者の登録申請書は本年10月1日から税務署に提出することが可能になります。

私どもいたしましては、適格請求書等保存方式の円滑な導入に向けて、事業者の皆様に制度の内容を十分理解していただき、自ら適正な申告・納付を行っていただけるよう、役員並びに会員の皆様方と緊密に連携を図りながら、制度の周知・広報や相談への対応に取り組んでまいります。

このような取組を推進していくためには、皆様のお力添えが必要不可欠であると考えておりますので、今後とも、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、新たな年が公益社団法人砺波法人会の益々の御発展と会員の皆様方の事業の御繁栄の年となりますことを心から祈念いたしまして、年頭のあいさつとさせていただきます。

第9回シアターオリオンピックで上演

SCOT「世界の果てからこんにちは」(鈴木 忠志 演出)

宗教人の世俗性や日本主義者の民族的妄想、歌謡曲に表出されるセンチメンタルな抒情。過去に日本人が陥ってきた特異な心性のいくつかを通して日本の歴史を顧みる。世界で唯一、利賀の野外劇場でしか上演できない圧巻の花火劇。(写真提供：公益財団法人利賀文化会議)

表紙写真説明

栄えある納税功労者表彰

税知識の普及と納税意識の高揚を図り、申告納税制度の確立に顕著な功績のあった次の方が受彰されました。受彰者各位はいずれも永年にわたり法人会の運営、発展に多大の貢献をされました。会員一同心よりお祝い申し上げます。

金沢国税局長表彰（11月5日表彰）



太平株式会社 代表取締役社長
石崎 直樹 氏

砾波稅務署長表彰 (11月12日表彰)



中越鉄工株式会社 代表取締役
西村 仁氏

謹んで新年のお慶びを申し上げます 令和3年元旦

公益社団法人 砺波法人会	会長(井波)	副会長(総務委員長)(福光)	副会長(組織委員長)(福野)	副会長(厚生委員長)(城端)	副会長(広報委員長)(小矢部)	副会長(研修委員長)(庄川)	副会長(税制委員長)(砺波)	副会長(小矢部)	副会長(砺波)	副会長(砺波)	副会長(砺波)	副会長(砺波)	副会長(井波)	
事(女性部)	事(小矢部)	事(福野)	事(青年部)	事(青年部)	事(女性部)	副部会長(井波)	副部会長(庄川)	副部会長(城端)	副部会長(砺波)	副部会長(福光)	副部会長(福野)	副部会長(庄川)	副部会長(城端)	
事(女性部)	事(女性部)	事(女性部)	事(女性部)	事(女性部)	事(女性部)	副部会長(井波)	副部会長(庄川)	副部会長(城端)	副部会長(砺波)	副部会長(福光)	副部会長(福野)	副部会長(庄川)	副部会長(城端)	
外役職員一同	三村美枝子	明代	逸子	智博	行昭	治正	然重建	康夫	武美	比古	晴誠	朗一	史鴻	政則
役員一同	小竹今井	山下	山村	西森	宮田	浪立	杉小	田武	田武	門口	比古	朗誠	一	吉信
役員一同	齊藤	石崎	西能	川田	藤森	米原	山本	北村	白山	余西	弘之	憲三	達也	嘉孝
役員一同	直樹	徹	征利	澤田	川田	藤森	米原	山本	北村	白山	弘之	憲三	達也	吉弘

令和3年度税制改正に関する提言（要約）

令和3年度税制改正スローガン

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を！
- 厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

I 税・財政改革のあり方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。せめて国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせずに現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう。

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

- 新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナ感染対策と経済活性化の両立を図っていかなければならない。とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要であろう。
 - (1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るために支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。
 - (2) 新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。
 - (3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一體的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設げずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
 - (4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに、一部には

日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。
- 社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
 - (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金額負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
 - (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
 - (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
 - (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
 - (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
また、子供・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
 - (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- 新型コロナウイルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず魄より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

II 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

- 中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業強靱化法）」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

(4) 役員給与の損金算入の拡充

- ①役員給与は原則損金算入とすべき。
- ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき。

- (5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2. 消費税関係

- 消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。

- このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

- (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

- (4) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えており、これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

3. 事業承継税制関係

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に

向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 相続税・贈与税関係

●相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

5. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

6. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 電子申告

III 地方のあり方

●今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まる 것을期待したい。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るために、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興等

●東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

●また近年、熊本地震はじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

V その他

- 1. 納税環境の整備
- 2. 租税教育の充実

令和3年度 税制改正を目指して

国会議員及び3市の市長並びに市議会議長に協力依頼

法人会は、会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

これらの要望の実現を目指し、柴田巧参議院議員、田中南砺市長、向川南砺市議会議長、夏野砺波市長、山本砺波市議会議長、桜井小矢部市長、藤本小矢部市議会議長を訪問し、提言書を直接手交して、理解と協力をお願いしました。



柴田巧参議院議員に協力依頼 (11月22日)
齊藤会長



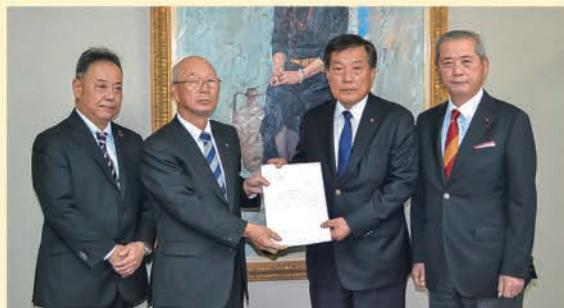
田中幹夫南砺市長に協力依頼 (11月24日)
齊藤会長・澤田福光支部長



向川静孝南砺市議会議長に協力依頼 (11月24日)
齊藤会長・澤田福光支部長



夏野修砺波市長に協力依頼 (11月26日)
齊藤会長・米原税制委員長



山本砺波市議会議長・有若総務文教常任委員会委員長に協力依頼 (11月26日)
齊藤会長・米原税制委員長



桜井森夫小矢部市長に協力依頼 (11月27日)
齊藤会長・府録小矢部支部長



藤本小矢部市議会議長・加藤幸雄副議長に協力依頼 (11月27日)
齊藤会長・府録小矢部支部長

・青年部・女性部だより

税務署長との懇談会を開催

藤田大輔砺波税務署長との懇談会が、TONAMI翔凜館において青年部会・女性部会の会員19名の参加を得て開催されました。藤田税務署長から、「お酒の話」と題し、国の酒類行政の取組について自己紹介を交えてわかりやすく説明していただきました。



租税教室

城端小学校において、法人会青年部の山下博副部会長を講師として、パワーポイントとビデオを使い、税が社会で果たしている重要な役割について、クイズを交えながら、楽しく租税教室が開催されました。



授業では、国と南砺市の租税収入の状況、税の使いみちや税の種類を学び、「マリンとヤマトの不思議な日曜日」のビデオで「税金がなくなると世の中はどう変わるか。」について、学習しました。また、南砺市の税収を体感するため、1億円の札束のレプリカに触れるなど身近な税を体験してもらいました。

砺波税務署長へ「絵はがきコンクール」応募はがきの活用を依頼

公益社団法人砺波法人会女性部会（今井逸子部会長、小竹明代・三村美枝子副部会長）は、藤田大輔砺波税務署長を訪問し、令和2年度「税に関する絵はがきコンクール」応募用紙の活用を依頼し、コンクールを活用した租税教育活動の説明を行いました。この取り組みは、富山県法人会連合会女性部会連絡協議会が、社会貢献事業の一環である租税教育に資することを目的として毎年実施しているものです。



女性部研修会

- ①イセ食品富山事業所において、「タマゴセミナーとアートセミナー」と題して、研修会を行いました。
- ②東京から移転した「国立工芸館」鑑賞と「金沢伝統工芸体験」を行いました。



砺波税務署長へ「租税教室グッズ」の配布を依頼

齊藤啓作会長は、藤田大輔砺波税務署長に、児童に“税の大切さ”や“税の果たす役割”について考え、理解してもらうために、砺波市・南砺市、小矢部市の小学校の児童6年生全員に配布する「グッズ（シャープペン、定規、B5版ノート、法人会クリアファイル）及び冊子「おじいさんの赤いつば」「ダックスフントとけんたくん」を贈呈しました。



・研修だより

令和2年
7月14日

高齢者・障害者の雇用状況と その助成金・給付金について

ハローワーク砺波の雇用指導官から砺波地域における高齢者・障害者の雇用状況について、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の担当官から「65歳超雇用推進助成金」「障害者雇用給付金」等についての説明がありました。



令和2年
8月5日

新型コロナウイルスに関する 労務問題について

社会保険労務士 山下 順子 氏

“社員に休業を命じられる感染症とは”、“休業中の賃金”、“社員が感染した場合”等の講演がありました。



令和2年
9月8日

お笑い芸人に学ぶ！ 豊かな関係を築くコミュニケーション

放送作家・漫才作家 村瀬 健 氏

受講者にも参加していただきながら、対人コミュニケーションの重要性・大きさを学びました。



令和2年
10月13日

源泉所得税の実務のポイント 適格請求書等保存方式の概要

砺波税務署法人課税部門及び金沢国税局消費税課の担当官

源泉所得税の実務のポイント、適格請求書等保存方式の概要について、研修を行いました。年末調整についての説明もあったことから、参加者も94名と大変多く参加していただきました。



令和2年8月19日～
令和2年10月21日

法人税実務講座 開催

令和2年8月19日から10月21日の計10回にわたり、法人税実務講座を開催しました。講師に北陸税理士会砺波支部の山本豊之税理士を迎えて、熱心に講義を受け、受講者16名全員が修了証を受け取りました。



令和2年
10月30日

庄川支部 会員研修会

砺波税務署法人課税部門担当官を講師として招き、支部研修会を計画し、18社の参加を得て、おまき温泉「和園」で開催しました。講師の経験談を交えて「年末調整」「適格請求書等保存方式」「e-Tax及びキャッシュレス納付の推進」について学びました。



令和2年
11月11日

税を考える週間 記念講演会

ノンフィクション作家 小松 成美 氏

「一流とはなにか～トップアスリートたちの真実」と題し、講演会を開催しました。トップアスリートたちの取材等を通じて、各人の悩み・思い・これから目標等を聞かせていただき、これから自分たちがどう過ごしていくか考えさせられました。



新入会員紹介 (令和2年7月～令和2年12月)

1. 一般会員

法人名	所在地	代表者	業種	推薦者
株式会社木香日・服部	砺波市庄川町青島174	服部 和久	木製建具・造作家具製造	武田 武美
株式会社アンネン	砺波市太田1579	安念 孝博	コンビニエンスストア	事務局
三協生コン株式会社	小矢部市柳原55	前田 智嗣	生コンクリート製造販売	江田 正幸
合同会社みらい	小矢部市柳原113	上田 好一	サービス業	事務局
株式会社福田製作所	小矢部市谷坪野618	福田 伸二	プラスチック製品製造	鴨島 広将

2. 青年部会員

会員名	所在地	法人名	代表者	推薦者
津田 雄一郎	小矢部市埴生255	株式会社テリーナ	津田 雄一郎	福岡 健
江成 剛	砺波市東保760-3	株式会社アーク エナリー	江成 剛	西森 昭治
大西 正起	南砺市細木126	有限会社大西石油	大西 史鴻	山下 博
川田 常晶	南砺市城端1370	川田ニット株式会社	川田 征利	山下 博
山本 建太	砺波市鷹栖373-1	北陸ハイウェイ建設株式会社	山本 吉弘	西森 昭治
米林 拓也	砺波市五郎丸1060-3	株式会社宮木建設	米林 拓也	西森 昭治
石田 大介	高岡市福岡町下向田1-9	日本海興発株式会社	石田 大介	福岡 健
今村 健	小矢部市石名田200-1	株式会社今村組	今村 健	西森 昭治
山崎 匠	砺波市東保175	株式会社山崎組	山崎 泉	西森 昭治
宮本 宏志	南砺市福野1556-1	株式会社宮本工務店	宮本 宏志	西森 昭治
島田 優平	南砺市山見1755	株式会社島田木材	島田 優平	斎藤 武幸
堀田 泰司	砺波市太郎丸1-9-24	株式会社日本海商事	堀田 信一	余西 朗
北村 将人	砺波市三郎丸313	株式会社日本ビルサービス	上銘 安男	余西 朗
金堂 克哉	砺波市千代170	金芝商事株式会社	金堂 克哉	西森 昭治
谷口 幸大	南砺市林道289	つくばね建設株式会社	谷口 幸大	山下 博
杉木 裕矢	南砺市下吉江123	杉木鉄工株式会社	杉木 徹	西森 昭治
北川 佳弘	南砺市やかた61	株式会社北川電機商会	北川 智之	西森 昭治

中学生・高校生 税についての作文紹介

●高校生の部

金沢国税局長賞

誰かの幸せを支える税金

富山県立砺波高等学校 1年 明瀬 雛乃

2020年、新型コロナウイルスが日本を襲った。日本経済は戦後最悪のマイナス成長に。中小企業は倒産・廃業の危機、全国の医療機関で経営が悪化し赤字転落。なんの罪もない人の命が奪われ、大切な家族の最期も看取れない。

いつ誰が感染してもおかしくないこの不安だらけの世の中で、私たちの日常を支えてくれているのは、やはり国からの支援金だろう。

人々を守る財政政策について、もっと詳しく知っておきたいと思い、調べているとこんな言葉が目に飛び込んできた。

「税金が命を救う」

もちろん間接的な表現ではあるが、この一文にハッとさせられた。今までの私は、税金に対して「国をよりよいものに」「生活を快適に」そんなマイルドな印象しか持っていないかったのかもしれない。税金の存在がここまで重く、必要性の高いものに感じたのは初めてで、自分の中で捉え方に変化があった。

病床に余裕をつくるために医療機関への支出を増やす。業況が厳しい企業を手助けする持続化給付金の支給を行う。自粛による減収で苦しむ国民を救うべく一律で10万円を給付する。そのひとつひとつの取り組みが税金がなければ実現されなかつたものである。今、一日に何十人もの感染者が死亡しているが、目を向けるべきなのはそれだけではない。大切な店を閉めなくてはならなかつたり、収入がなく生活が困難になつたり、大好きな人を失つたり。さまざまな心の傷を負つた人々が、悲しいことに自殺を図つている。もちろん、コロナウイルスのせいでもそんな人が一人でもいるというのは、やるせない気持ちになる。だが、もし何の支援も受けられなかつたら、きっと全国民の命が危険な状況に陥つてしまつていたのではないか。国民が何気なく納めてきた税金は、確実に誰かの命を救つている。

感染症の世界的な大流行真っただ中の日々で、私たちは多くの当たり前を壊されたように思う。だけれど、その中で私は、納税の重要性、そしてありがたさを心の底から実感できた。現在の自分が納税を通じて日本に提供できる力は、本当にちっぽけで「命を救う」そんな重みは感じられないかもしれない。それでもその小さな力に目一杯の愛と希望をのせて「苦しむ人を助けたい」「諒めないで、前を向いてほしい」そう願えば、いつか国民が互いに支え合つていける社会に出会えると私は信じ続けたい。

税金はもしかすると「願い」なのかもしれない。それが自分や周囲の人間もしくは見知らぬ他人、誰のためのものなのかも分からぬ。でも自分の「願い」によって誰かを勇気づけられる。命を守れる。新たな一步を踏み出してもらえる。そんな輝く未来を創るために、私は積極的に納税し、その「願い」を実現させられる明るい日本の姿を目指したい。

砺波税務署長賞

私たちに未来はありますか

富山県立砺波高等学校 1年 飯川 乘吏

「新型コロナウイルスの感染拡大を受けて政府は先ほど補正予算案を提出しました」。この言葉は休校中のニュースの中でもとても衝撃を受けた言葉でした。世界では今、このウイルスで苦しみ、亡くなってしまった方が大勢おられます。

日本でも経済に打撃を受けて大変なことになっています。私は今回の件を機に税金について改めて考え直す機会になりました。

日本では政府が10万円給付をはじめ、補助金や助成金などのさまざまな政策を打ってきました。この政策によって多くの人や企業が救われたと思います。しかし、私のように不安を覚えた人も確実にいると思います。なぜ、私が不安を覚えたのか、具体的に二つ説明したいと思います。

一つ目は、赤字国債が発行されたことです。

赤字国債は国の借金だと昔から言われています。その借金が2020年6月の時点では、1千兆円を超えていました。年々、赤字国債が増えしていくばかりです。そして日本国民は一人あたり800万円以上の借金を背負いながら生きているとも言われています。この金額は世界と比較しても多い方です。

二つ目は、10万円給付、補助金や助成金のお金です。このお金は、私たち日本国民が納めてきたお金だけでなく、赤字国債を発行して得たお金も使用しています。

これらは、「本質的」ではなく「現象的」な税金の使い方ではないかと考えたため、私は不安を覚えました。経済を回すため、家でステイホームをしてもらうため、「現金を給付する」言葉の響きは、とても良く聞こえると思います。しかし、日本の将来を担う子供たちにとって、本当に良いのでしょうか。今の政府や日本が出した借金は、のちに私たちが大人になった時、公園で元気よく遊んでいる子供たちが大人になった時に付けとして回ってくるのではないでしょうか。日本は税金に関する問題を多く抱えています。たまちマスメディアの方で「老後の年金問題」を見て「私がおばあちゃんになった時、年金はもらえるのかな」と考えることも増えました。

大人は選挙権を持っているため、税金の使い方に意思を表示することは出来ると思います。

しかし、私たち学生は意見を述べることがまだ出来ません。「未来の日本を担う私たちのために教育にもっと力を入れてほしい」と。

私は、これらの問題や考えたことから「本当は税金を納める金額を上げる必要があるのではないか」と思います。少ない税金で高い保障を求めるとはとても無理があると思います。だからこそ私は、高い税金で高い保障を求める方が日本の今の状況が改善されると思います。日本はこれから世界をリードする国としていくために国民全体が税金について改めて考え、学んでいく必要があると考えました。

砺波税務署長賞

税による生活

富山県立南砺福野高等学校 1年 福田 紘子

私は、買い物をするたび消費税というものに対して疑問をいだいていた。最近になってやっと「納税」の大切さに気づくことができたため、消費税を払うことに対する疑問が無くなった。

中学校で税は「社会保障」に一番多く使われていると習った。なぜ高齢者のために若者がこんなにも多く税を負担しなければならないのか。そんな単純な考えを持っていた私は今の自分の生活も税に支えられていることを知って驚いた。6歳から何げなく毎日通っていた小学校。小学校を卒業して通い始めた中学校。9年間の義務教育を受けることができたのも税のおかげだ。また、自分もいつかは高齢者になって「社会保障」に支えてもらわなければならない日がくる。他にも税によって支えられているものがたくさんある。そう考えるとやはり「納税」は大切だと思った。

税について調べていると「アメリカ人の税に対する思い」という記事を見つけた。税がきっかけで戦争が起り、その中で「代表なくして課税なし」という言葉が生まれたそうだ。この言葉にアメリカ人は強い意識をもつていて、アメリカ独立につながった。そのため、アメリカ人には、自分たちの国を築き上げたという自覚・思いがあることから、税を進んで納め、その使い道にも強い関心を持っている。この記事を読んで私は感心した。アメリカの人々は自分の国の未来のために税についてしっかりとを考えているのだ。一人一人が責任をもって税を納めているのだ。

日本の人々には感じられない「納税」に対しての意欲をアメリカの人々は持っている。

「また消費税上がったよ。」

そんなことをぐちぐち言っていても税への関心は何も生まれない。税を違う視点から見ることによって、自分が税を納める意味を感じることができるとと思う。日本という国をどのようにしていきたいのか、理想の国を創っていくために何をすべきなのか。特に若者はこれらについて真剣に考えるべきだと思う。今後の未来は私たちにかかっているといつても過言ではない。

●中学生の部

全国納税貯蓄組合連合会優秀賞

税金でコロナ対応を

南砺市立井口中学校 1年 東 英里香

税金とは、私達が国に納める大切なお金だ。

安全で綺麗な町を作るため、赤貧の人を支援するため、私達学生が勉強するための施設を作るため、最近は、新型コロナウイルスのためなど色々な事に使われている。どれも国をゆたかにするために必要な事だ。どんな使い方をしたら私達の生活は、豊かになっていくのだろうか。

最近は「コロナだ、近づくな」と風評被害を受けながらもコロナと戦っておられる医療従事者の方がご苦労されている。私はこの方々に税金をつかうべきだと思う。

一番大切なことは、患者さんを治すための道具や設備を整えるために税金をつかうことだ。病気を治すためには、設備がないとはじまらない。当たり前のことだ。

先日、コロナと戦っている医療従事者に密着取材をしているテレビ番組を見た。30分程の放送だが、痛い程大変さが伝わってきた。

医療従事者の方々には、家族に心配をかけないようにコロナの患者さんを診ていると言っていない方や家族がコロナにかからないように家に帰らず生活している方などがいらっしゃった。

「どうしたらこんなにも、人のためにがんばることができるのか。」医療に一切関わっていない中学生の私にさえ大変さが伝わってくる。私達が考えているより何倍も何倍も大変なことなのだろう。そんな大変な思いをしておられる方々が少しでもがんばって仕事をしていただけるように、安心して仕事ができるよい環境を整えるため、税金を使って欲しい。

もちろん、私達も税金だけではなく、別の形で支援することも大切だ。しかしボランティアなどだけでは、限界がある。今こそ税金を使うことでより良い環境を作れると思う。また、税金を使って支援することが「国全体で支援」することにつながり、日本国民全員で応援していることをよく分かってもらえるようになり、誰もが納得する良い方法だと思う。

税金は、医療のためだけに集めている訳ではない。それは当たり前だが今は、いち早くコロナを収束させることが大切だ。そのために今コロナと隣あわせになりながら私達のために働いてくださっている方々が少しでも楽に働けるような環境を作る事、コロナ感染拡大を防ぐために協力し

てくださった企業に一円でも多い協力金を渡すことなどで、税金の正しい使い方をして日本のために役立ててほしい。そして少しでも早くコロナが収束し普段の生活に戻ってきてほしい。

生活の多くは税金で成り立っている。前までは、「消費税10%になった、いやだ」と思っていたけれど、私達の払っている税金が少しは医療関係の助けになったり、不幸にしてコロナにかかった人の助けになっている。そう思うとなんだか嬉しくなってきた。税金の大切さを忘れず納めて頑張っている方の役に立ちたい。

砺波税務署長賞

暮らしを支える税金

南砺市立城端中学校 2年 盛田 美生

私は、税金がどのようなことに使われているのか考えてみました。

学校には、たくさんの税金が使われています。学校内の冷暖房にかかるお金や、電気代や水道代、校舎の建設にかかるお金など、他にもたくさんあります。教育面では、小学生に無料で教科書を支給することや、授業料を無料にすることなどに使われています。他にも、たくさんのこと、税金が使われています。

学校だけでなく、図書館などの公共施設にも税金が使われています。毎月入荷する、新しい本にも税金が使われます。他には、建設費や運営費、維持費などに使われます。公園の管理や、遊具の点検にかかるお金なども税金が使われています。駅や電車、新幹線などの交通関係にも、税金が使われています。

私が想像できる範囲だけでも、本当にたくさんのこと、税金が使われているのです。

次に、税金の使い方について、考えてみました。

税金は、国民が一生懸命働いて納めたものです。ですから、どう使うことが正しいのかを考え、無駄なく、有効に使うことが大切です。権力のある、地位の高い人が一方的に決めたことに、多額の税金を使ってしまうのではなく、様々な人の意見に耳を傾け、様々な視点から考えていくべきだと思います。

税金の使い方に限らず、何か物事を行うときには、必ず反対意見があります。そのような反対意見にも、きちんと向き合い、様々な意見のいいところを、取り入れていくことが大切だと思います。

税金を使うときは、みんなの意見に耳を傾け、適切な使い方を選択することが大切だと思います。税金を使い、地域に新たな道路や橋、建物などを建設するときは、必要性を重視し、その地域のことをいちばんよく分かっている、住民の方々の声に、きちんと耳を傾ける必要があります。どうすればよりよくなるかを考え、住民の方々が理解した上で実行することで、地域がより住みやすくなり「暮らしを豊かにする」という税金本来の役割を果たすことができるのです。

このように、税金は様々な役割を担っています。もし、税金がなかったら、入院したり火事が起きてしまったときに、多額のお金を請求されたり、普段当たり前のように利用している、様々な公共施設が機能しなくなったりなど、他にも、不都合なことがたくさん起きてしまいます。

税金は、必要不可欠な存在であること、そして、様々な形で暮らしを支えているということを改めて感じました。

また、これからは税金で、日本の文化財をもっと大切にしていくべきだと思いました。

これからも、税金について考えていきたいです。また、将来、税金をきちんと納めていきたいです。

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか?

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート)と記入することができます。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、右記のように記入してください。



1. 平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、(表面)に8.(5)「社内監査」欄が新たに設けられました。

「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した社内監査実施の有無を記入します。

(5) 社内監査	実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
(法人会 自主点検チェックシート)			

外注料	仕切日	決算日	の間 の間 と状況
支給日			<input type="checkbox"/> 申請の有無 <input type="checkbox"/> 調査会合 <input type="checkbox"/> 現物相談
帳簿書類の名称			(4)問与状況 <input type="checkbox"/> 決済の有無 <input type="checkbox"/> 伝票の整理 <input type="checkbox"/> 推動票の記録
			<input type="checkbox"/> 終勘定元帳の記録 <input type="checkbox"/> 温泉旅館関係事務
15 帳簿書類の備付状況			17 加入組合等の状況 (役職名)
			(役職名)
			営業時間 開店 時 閉店 時 定休日 毎週(毎月)曜日(日)
月別	売上(収入)金額	仕入金額	外注費 人件費 游泉旅館 保証

(記入例)

17 | Page

加入
○○法人会会員

法人会の会員であることを
ご記入ください。

*上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。

自主点検チェックシートとは？

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック（国税庁後援）」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。

○ 点検項目チェック表		II 貸借関係 (資産科目)			
科 目 等	点 検 項 目	点 検 標 準			
		9 30	3 91	/	/
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	13 現金、小切手による高額又は予定外（緊急）の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	14 預金（通帳）と帳簿の残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	15 受取手形の現物と補助簿（受取手形記入帳）は定期的に照合されていますか。	なし	なし		
売掛金 未収金	16 補助簿（売掛一覧表）と得意先に対する請求残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	X		
	19 入金条件（決戻日、決戻手段）に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

会社の規模や業種・業態によって当てはまらない項目もあるので、その場合には、「なし」と記入してください。

○ 点検結果記入表 (3月 31日点検分)		点検担当者： 法人 太郎
項目番号	点検担当者記入欄	代表者記入欄
	点検結果	改善方針
	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

点検結果が「X」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例**が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷ 担保は不要。
- ▷ 延滞税は免除。

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
(対象設備) 機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、原則として課税期間の開始前に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）**した場合で、かつ、
 - ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
 - (注1) 原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
 - ▷ 法人：課税期間の終了日の翌日から2カ月
 - ▷ 個人：課税期間の翌年の3月末
 - (注2) 国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません**。

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置**が講じられます。

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件

▷ 対象資産に、事業用家屋と構築物を追加

- ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
- ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの

※事業用家屋・構築物とともに、中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの

▷ 生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件

（1）住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置

（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日）

- ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと

（2）既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内）

- ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること
- ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時の軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



公益財団法人
全国法人会総連合

〒160-0002 新宿区四谷坂町5-6
FAX : 03-3357-6682

全法連ホームページ

新型コロナウイルスに関する対策リンク集



わが社を支える若手社員と会社案内



中浦 由唯
入社 2年目 (19歳)
縫製スタッフ
趣味: 音楽鑑賞
仕事にかける意気込み:
着用する方のボディメイクの一助となる製品作り
のため、一生懸命取り組みたいと思います。

鳥本 心優
入社 1年目 (18歳)
縫製スタッフ
趣味: 絵を描くこと
仕事にかける意気込み:
まだ働き始めたばかりで
慣れないところもありますが、早く1人前になっ
て会社に貢献したいです。

飯田 澄
入社 2年目 (19歳)
縫製スタッフ
趣味: 音楽鑑賞
仕事にかける意気込み:
より美しい商品を届けら
れるよう、丁寧に作ることを心掛けています。

Made in "Quality" RANBUHL

こだわりをクオリティに高めるボディファンデーションづくりを

ランブルの基本ポリシーは「量より質」、純国産で完成の高い本物志向に徹し、大量生産や海外生産ではできないクオリティで女性を理想のプロポーションに導くこと。そのため、フィット感を優先した着心地とボディファンデーション本来のボディメイク機能の追及はもちろん、昨今、女性の美と健康への関心が高まっている中、あらゆるユーズに適応した用途・目的別機能と最新のファッション性をも兼ね備えたアイテムを独自開発し、幅広い品揃えと提供しています。

創業から73年にわたる伝統を持つ高機能下着専門メーカーならではの経験やノウハウ、アイディアをフルに活かして、企画から仕上げまで一貫生産で、お客様のご要望に徹底して応える。そういったモノづくりをすることによって、すべてのお客さまにご満足いただけるオリジナル・ボディファンデーションをご提案しています。



・税理士会だより

日本酒のこれから

税理士 中野 岳

平安時代、中国から「その年の邪気を除き家庭健康で幸福を迎える」と伝えられた、元旦にお屠蘇を飲む習慣。我が家では、大晦日に榎原神宮より頂いた屠蘇散を日本酒に浸し、一年間の健康と延寿を願い元旦にありがたく頂戴します。古来より、祭りや結婚式などの祝い事では日本酒が飲まれ、多くの日本人に愛されてきました。

清酒の酒税額は、2008年に74,600百万円と大きかったのですが、2018年には55,720百万円となり、10年間で25.3%もの大幅減少となっています。

ところが日本酒の輸出動向をみると、昨今の海外における和食ブームの影響もあり、輸出金額が2009年の7,184百万円から2019年の23,412百万円へと3倍以上も伸びており、10年連続で過去最高を記録しています。輸出単価をみても、2009年は601円／ℓでしたが、2019年には939円／ℓと上がっています。

<清酒輸出先BEST3 (輸出金額)>

- 1位 アメリカ合衆国 (6,757百万円／前年対比7%上昇)
- 2位 中華人民共和国 (5,001百万円／前年対比39.4%上昇)
- 3位 香港 (3,943百万円／前年対比4.5%上昇)

<輸出単価BEST3>

- 1位 マカオ (3,940円／ℓ)
- 2位 香港 (2,047円／ℓ)
- 3位 シンガポール (1,406円／ℓ)

(出典：財務省貿易統計)

十数年前から官民が協力し輸出増大計画を地道に行っていたことが、この清酒の輸出増大に繋がったと思います。最近の政府による日本酒のグローバルなブランド戦略に関する検討会（2019年12月25日）において以下のような見解を示し、より一層の輸出増を目指しています。

- 日本酒の輸出のポテンシャルは大きい
- 文化的な観点から積極的に価値づけを行い、ブランド力を高める
- 商品の高付加価値化とそれに見合った価格設定、そのためのブランド戦略が重要である
- 主役である事業者の取り組みの一層の積極化を期待するとともに、政府は事業者の自主的で意欲的な取り組みを支援する

昨年11月、香港のオークションで日本酒の4合瓶1本が62,500香港ドル（約847,350円）で落札されました。また、富山県でも、世界的なシャンパンの醸造最高責任者が立山町を拠点に日本酒の世界展開に乗り出し、販売も始まりました。日本酒がワインのように世界中で好まれ、富山県が世界有数の日本酒生産地となる日も遠い夢ではありません。

ちなみに、税理士会高岡支部におきましても10年以上前から懇親会では日本酒で乾杯を行い、微力ながら日本酒の消費アップに協力をして参りました。2018年度の成人一人あたりの清酒の消費数量は、1位／新潟（10.5ℓ）、2位／秋田（8.6ℓ）、3位／山形（7.5ℓ）、4位／富山（7.4ℓ）、5位／福島（7.2ℓ）となっています。“日本酒消費量全国1位”を目指すのも良いかと思います。富山県でも日本酒乾杯条例が制定されることを切に期待しております。

最後になりますが、コロナが一日も早く収束し、全国各地で祭りが再開されて多くの人が集まり、おいしい料理とお酒を皆で楽しめる日常が戻ることを強く願っております。

・税務署だより

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式は 適格請求書等保存方式に変わります！

適格請求書等保存方式とは、消費税の複数税率に対応したものとして導入される、仕入税額控除の方式です。

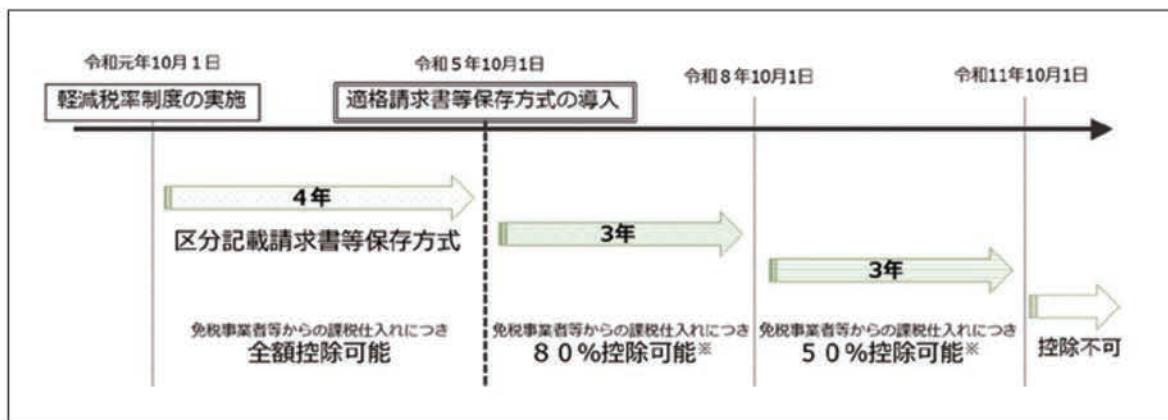
買手が消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要となります。

この「適格請求書」とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、適格請求書発行事業者の「登録番号」のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は、原則として、令和5年3月31日までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署に提出する必要があります。なお、登録申請書は令和3年10月1日から提出が可能です。

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

ただし、制度導入後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



※免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択する必要があります。（原則として、課税事業者選択届出書を提出した課税期間の翌課税期間から、課税事業者となります。）

また、課税事業者を選択するとともに、課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1ヶ月前の日までに登録申請書を提出していただく必要があります。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

確定申告書の作成・送信は 国税庁ホームページから！ (感染症の感染拡大防止にも役立ちます)

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

税務署に行く手間がかかりません！

確定申告



スマートフォンはこちらから ➔

確定申告書等作成コーナーの利用率

3人に2人以上が利用

確定申告書等作成コーナーの利用率
の感想

94%の方が役立つ
と回答

STEP

2

申告書を作成

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って
金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



② ICカードリーダライタ 又は
マイナンバーカード対応のスマートフォン



または



一部の端末のみ

(注) マイナンバーカード対応のスマートフォンの機種については、
国税庁HPでご確認ください。

または

IDとパスワードで送信

ID・PW
が目印

重 要 書 類			
本 用	本 人 用	個 人 用	ID-PW
ID・パスワード方式の届出完了通知 (見本)			
ID・パスワード方式に対応した ID・パスワード↓			
料金割引登録番号 (子内番号・ID)	1111	1111	1111
料金番号	a12345678		
料金割引文字			

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

○ 砺波税務署の申告会場開設日は **2月16日（火）** です

「所得税及び復興特別所得税」「贈与税」の申告と納税は**3月15日（月）**まで！
「消費税及び地方消費税」の申告と納税は**3月31日（水）**まで！



砺波税務署

・市役所だより

詳しくは
各市の税務課へ

砺波市税務課 TEL (0763) 33-1111
小矢部市税務課 TEL (0766) 67-1760
南砺市税務課 TEL (0763) 23-2005

富山県内のすべての市町村において、**給与所得者に係る個人住民税の特別徴収（給与からの引き去り）を徹底しています。**法令によりすべての事業所で特別徴収の方
法により納めることができますが原則となっていますので、ご理解とご協力をお願いします。

給与支払報告書の提出

給与支払報告書は、「年末調整のしかた」や「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考にして正しく作成してください。

また、令和3年2月1日（月）までに給与受給者の住所地の市町村へ提出してください。

作成上の留意点

- 給与支払報告書は、個人番号の記載が必要となっています。
給与の支払を受ける者、（源泉・特別）控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族それぞれについて、個人番号を記載してください。また、氏名、フリガナ、個人番号等は正確に記載してください。
- 前職分の給与額を含んでいる場合は、摘要にその支払者、支払額、社会保険料控除額、源泉徴収税額、退職年月日を記載してください。
- 給与支払報告書（総括表）は記入漏れのないようにしてください。

償却資産(固定資産)の申告

毎年1月1日現在（賦課期日）、市内で事業（製造業、販売業、建設業、農業など）のために使用している償却資産を所有されている法人や事業主の方は、地方税法及び税条例の規定により償却資産の所在する市町村へ当該資産の所有状況について申告する義務があります。

申告期限

令和3年2月1日(月)

提出書類

- ①償却資産申告書(必須)
- ②種類別明細書(必須)

③その他必要な添付書類(課税標準の特例の適用を受ける場合など)

- 廃業・解散などの場合や資産の増減がない場合でも、その旨を記載し申告書を提出してください。（資産の確認のため、毎年、申告が必要です。）
- 地方税電子申告（eLTAX）による申告も可能ですので、ご利用ください。
- 様式は、各市の税務課のホームページからダウンロードできます。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できる限り郵送での提出をお願いいたします。

対象資産の種類

構築物及び建物付属設備（舗装駐車場・内装など）、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具（自動車税対象車両除く。）、工具・器具及び備品など

AIG

AIG損保

企業防衛・福利厚生目的に 法人会のビジネスガードシリーズ

地域社会に貢献する

法人会の自動車保険

AIG損害保険株式会社は、
充実の補償とサービスで、法人会の会員企業を
自動車に関する様々なリスクから
お守りします。



AIG損害保険株式会社
URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

富山支店

Tel 0930-0856 富山県富山市牛島新町5-5 インテックビル9階
TEL 076-432-6232 FAX 076-442-4885
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152295 2020-01)

謹

賀

新

年



今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそのご家族の皆様に安心を
お届けしてまいります
本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます

令和三年

アフラック 富山支社

Tel 0930-0004 富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビルディング7F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)

かけがえのない 物語を支えたい。

さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

社員が家族友人のように、支えたい。
力あふせて、一生懸命働いている。
実は、日本の会社の99%はそのように中小企業です。
そりに会社に生まれる情熱、信頼、希望、喜び、誇り...。
つまり、それはいくつものかけがえのない物語。
大同生命は経営者向け保険のパイオニアとして。
そして、半世紀にわたり、さまざま中小企業とともに
歩んできたパートナーとして。
中小企業の経営に、事業承継に、万が一のときの存続に...
これからも寄り添い、支えたいと思います。
現在、契約している企業数は約37万社。
この数は大同生命への信頼の証であり、責任の重さもあります。
大きな変化を迎えるこの時代に、会社を守り、
みんなで進んでいこうというお家さまのためにできること。
私たちは全力で取り組んでいます。



37万社の中小企業を支える責任。 **DAIDO** 大同生命

富山支社/富山県富山市本町9-10(大同生命富山ビル5F) TEL 076-432-4369

●発行 公益社団法人 研波法人会 〒939-1332 富山県砺波市永福町6-28 砨波商工会議所3階
広報委員長 澤田 勇 電話 0763-33-1544 FAX 0763-33-4173 印刷 ヤマシナ印刷株式会社
ホームページアドレス <https://www.tonamaho.com/> Eメール tonami-h@violin.och.ne.jp